

◎新潟県告示第254号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和4年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
100リットル	N09236569	1	南魚沼市下薬師堂51-1 城内石油 株式会社 城内東給油所